

令和7年度千葉県相談支援従事者現任研修
障害福祉施策の動向

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
地域生活支援班

本科目のねらい

障害福祉に関する最新の制度及び関連する制度を障害者への相談支援に活用するとともに、事業所内や地域において共有を図るために、障害者総合支援法及び児童福祉法に関する最新の動向を把握し、その他関連する制度等を理解する

本講義の構成

- 1 相談支援従事者現任研修について
- 2 障害福祉施策の経緯と動向
- 3 障害福祉サービス等報酬改定について

本講義の構成

- 1 相談支援従事者現任研修について
- 2 障害福祉施策の経緯と動向
- 3 障害福祉サービス等報酬改定について

相談支援従事者現任研修について

1. 受講対象者

令和7年度、8年度までに本研修を受講すべき、相談支援従事者初任者研修、現任研修、主任相談支援専門員研修修了者 等

2. 本研修修了後の現任研修の受講について(受講要件)

(1) 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること。

(2) 受講する時点で、現に相談支援業務に従事していること

(例:相談支援事業所、基幹相談支援センター 等)

(注意) グループホームや通所サービス利用者の「悩み相談に乗る」などは相談支援業務には当たりません。

3. 次に現任研修を受講すべき期日

初任者研修の修了年度からカウントする。

令和2年度修了者：令和12年度

令和3年度修了者：令和13年度

(注意)
現任研修を終えてから5年間ではありま
せん！

本講義の構成

1 相談支援従事者現任研修について

2 障害福祉施策の経緯と動向

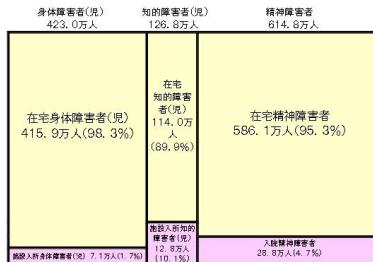
3 障害福祉サービス等報酬改定について

障害者の数

○ 障害者の総数は1164.6万人であり、人口の約9.3%に相当。
○ そのうち身体障害者は423.0万人、知的障害者は126.8万人、精神障害者は614.8万人。

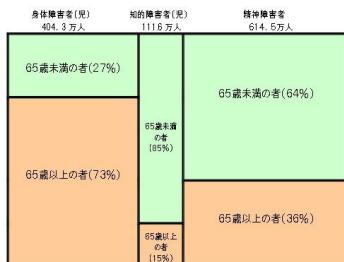
(在宅・施設別)

障害者総数 1164.6万人(人口の約9.3%)
うち在宅 1116.0万人(95.8%)
うち施設入所 48.7万人(4.2%)



(年齢別)

65歳未満 53%
65歳以上 47%



出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(令和4年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)厚生労働省「社会福祉施設等調査」(令和3年)等、在宅精神障害者及び入院精神障害者 厚生労働省「医療調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推移。このため、障害者手帳非所持で障害福祉サービス等を利用している者は含まれていない。

※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

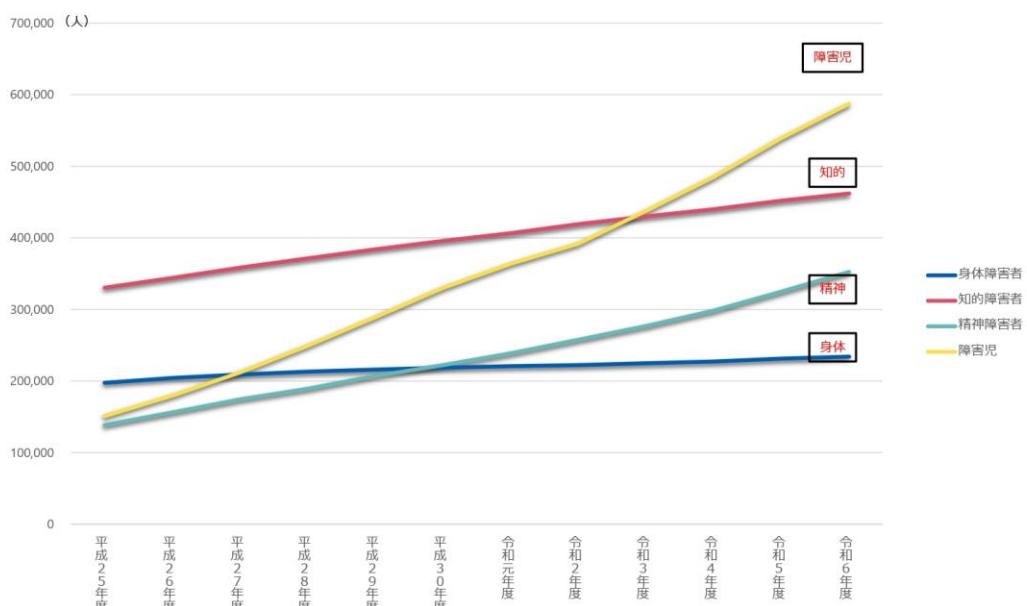
※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)と施設入所者数(いずれも年齢不詳を除く)で算出。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は組み推計である(各種別ごとに人数を重複して合計)。

※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(平成29年までは31日以上を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出)。

7

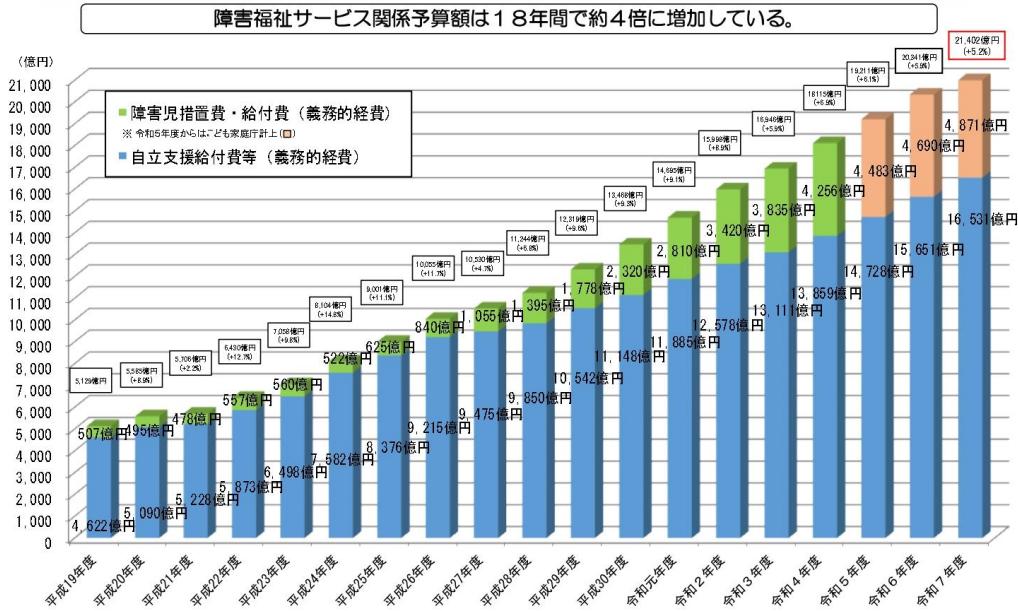
障害福祉サービス等の利用者数の推移



※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。

27

障害福祉サービス等予算の推移



8

障害保健福祉に関する令和7年度予算の概要

厚生労働省
障害保健福祉部

◆予算額(令和6年度予算額)
2兆1,260億円 → (令和7年度予算)
2兆2,338億円(+1,078億円、+5.1%)

【主な施策】※()内は令和6年度予算額

- (1) 良質な障害福祉サービスの確保 1兆6,531億円 (1兆5,651億円)
障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービスに必要な経費を確保する。
- (2) 意思疎通支援事業等による地域生活支援の推進 502億円 (501億円)
意思疎通支援など障害者等の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の推進を図る。
- (3) 障害福祉サービス事業所等の整備等の推進 50億円 (45億円)
障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進する。
 - ・障害者支援施設等の耐震化強化等への支援 令和6年度補正予算額：108億円 (102億円)
「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく障害者支援施設等に対する耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等に要する費用の補助を行うとともに、自治体の整備計画に基づく整備を推進する。
 - ・障害者支援施設等の災害復旧への支援 令和6年度補正予算額：6.4億円
災害により被害を受けた障害者支援施設等の速やかな復旧を図るため、障害者支援施設等における災害復旧事業に要する費用を補助する。
- (4) 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援 14億円 (13億円) 及び地域生活支援事業等の内数
※一部補正予算に計上
手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の養成・派遣などの支援体制の構築を推進するとともに、ICT機器の利用支援の取組、読書環境の整備の促進等を行う。
- (5) 強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化 4.3億円 (4.3億円)
著しい行動障害が生じているなどの難しい事案に対応する現場の職員を支援するため、高い専門性を有する「広域的支援人材」の発達障害者支援センター等への配置や、支援者同士での意見交換や情報共有等の取組を進めるため、ネットワーク構築を推進する。

9

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者の多様な地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 郡道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これら者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とするこれを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による）の実施による就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理の手法を活用して「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である廻所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において定めできようようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等の同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の確認を行なう。
- ② 市町村が同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のとおり、入院者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を探る理由を追加する。
- ③ 虐待防除のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行なうほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行なう者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小児DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提携への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

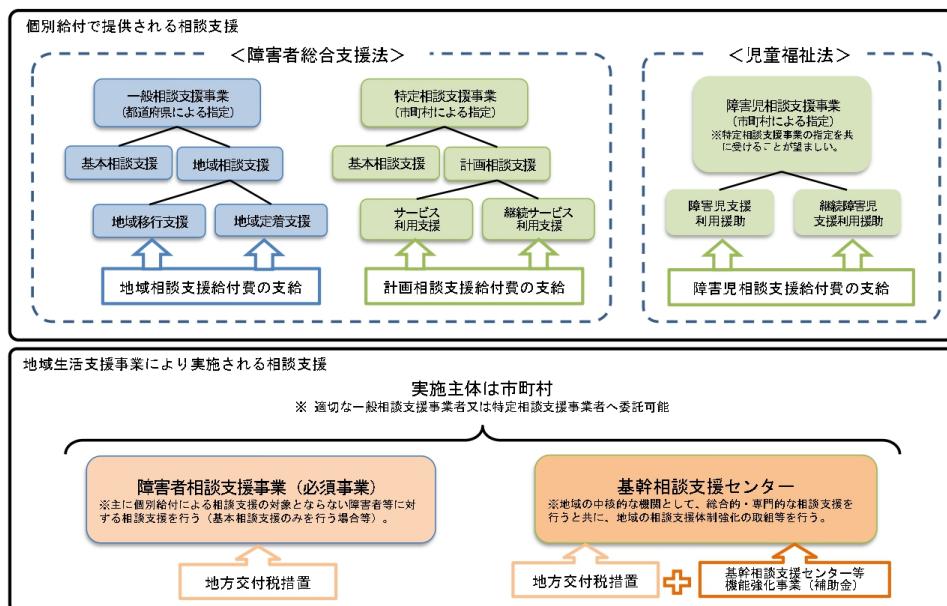
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び6②の一部は令和5年10月1日）

11

障害者総合支援法における相談支援事業の体系



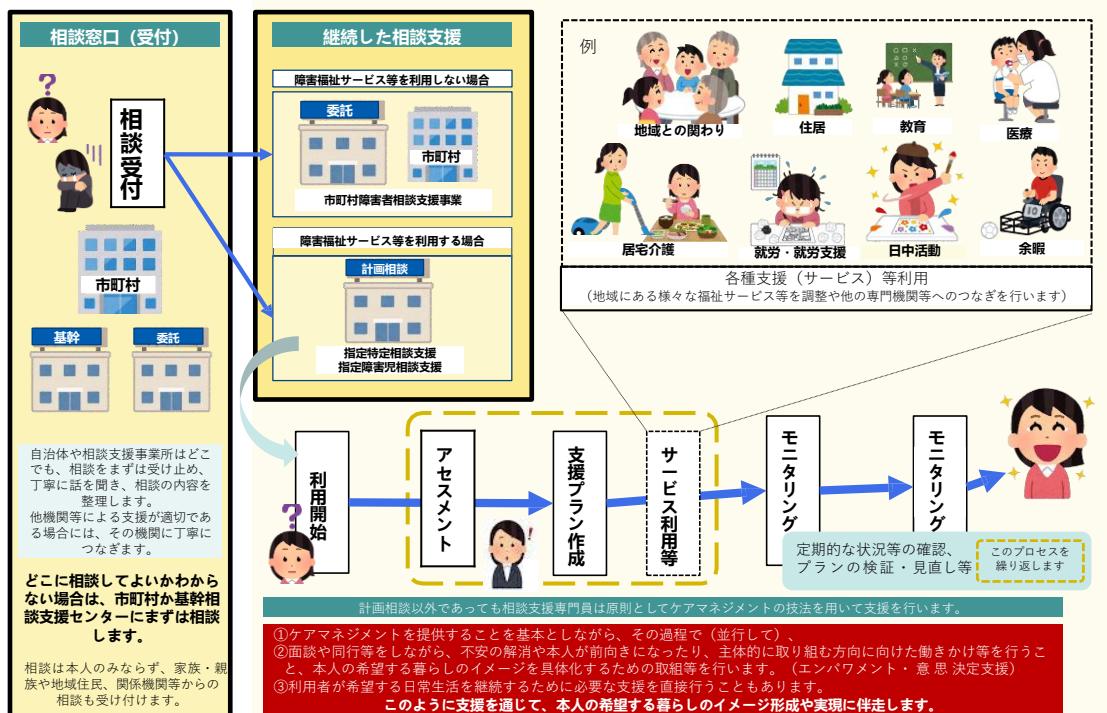
現行の相談支援体制の概略

出典：令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等
基幹相談支援センター	定めなし 『地元要綱例示』 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	<ul style="list-style-type: none"> 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) 地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 地域移行・地域定着の促進の取組 <p>※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)</p>	<p>■ 1,741市町村中 776市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50% 928市町村 (R4.4) 53% 973市町村 (R5.4) 56% 1,045市町村 (R6.4) 60%</p> <p>※箇所数は1,309ヶ所(R6.4)</p>
障害者相談支援事業	定めなし 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの利用援助 (情報提供、 相談等) 社会資源を活用するための支援 (各種 支援施策に関する助言・指導) 社会生活力を高めるための支援 ピアカウンセリング 権利擁護のために必要な援助 専門機関の紹介 	<p>■全部又は一部を委託 1,560市町村 (90%)</p> <p>■単独市町村で実施 1,056市町村 (61%) ※R6.4時点 ※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)</p>
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ兼務可)、管理者	<ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援 計画相談支援等 ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 <p>※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり</p>	<p>■ 10,563ヶ所 (R2.4) 23,729人 11,050ヶ所 (R3.4) 25,067人 111,472ヶ所 (R4.4) 26,028人 11,846ヶ所 (R5.4) 27,028人 12,324ヶ所 (R6.4) 28,661人</p> <p>※障害者相談支援事業受託事業所数 2,209ヶ所(18%)</p>
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援 従事者(兼務可)、うち 1以上は相談支援専門員、 管理者	<ul style="list-style-type: none"> 基本相談支援 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援 	<p>■ 3,551ヶ所 (R2.4) 3,543ヶ所 (R3.4) 3,671ヶ所 (R4.4) 3,861ヶ所 (R5.4) 3,837ヶ所 (R6.4)</p>

16

相談支援の流れ (イメージ)



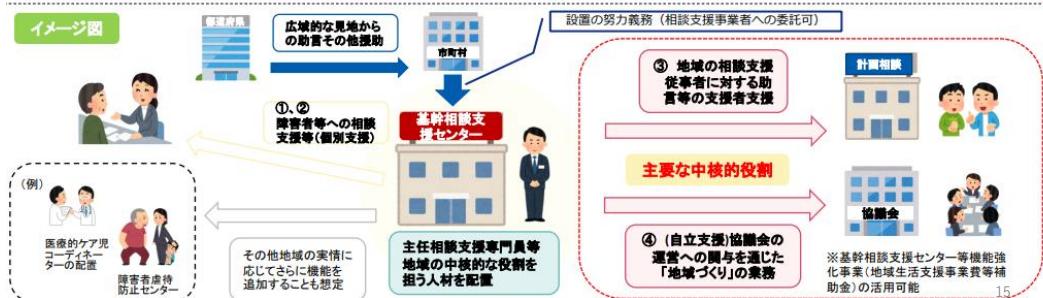
基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターとは（障害者総合支援法第77条の2第1項）

※令和6年4月1日施行

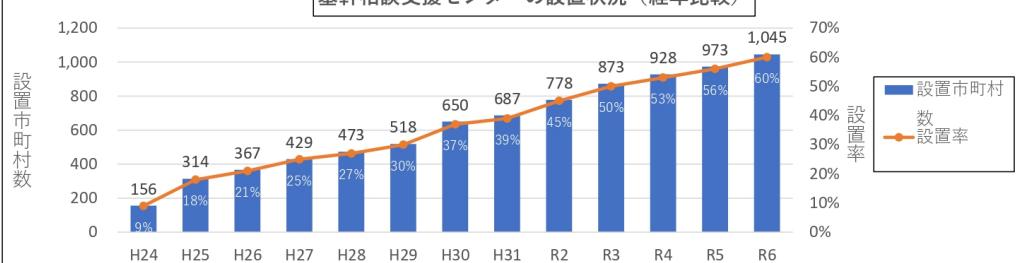
- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。（法第77条の2第2項）
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる（同条第3項）)
- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。
※施設は必ずしも建物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
 - ③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
 - ④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務

※ また、都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。（同条第7項）
新



基幹相談支援センターについて（令和6年4月1日時点）

基幹相談支援センターの設置状況（経年比較）



基幹相談支援センターの設置率（都道府県別）



（自立支援）協議会の概要

経緯

- 自立支援協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備**を進めていくこと及び**関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- （自立支援）協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聴くよう努めなければならない**とされている。（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R6.4月時点） 市町村: 1,689自治体（設置率約97%） ※協議会数: 1,212箇所
都道府県: 47自治体（設置率100.0%）

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の**地域の実情に応じて選定**されるべきものである。

（想定される例） ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等、保健所・保健センター、医療機関等、権利擁護支援における中核機関等、教育・雇用関係機関、企業、居住支援法人・不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

46

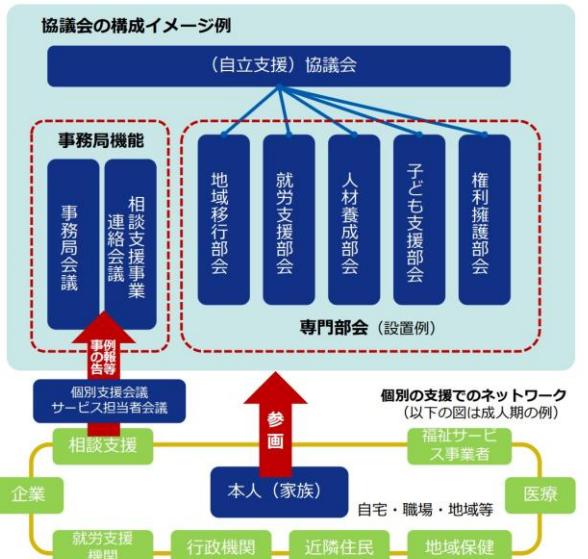
市町村協議会の主な機能

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- 地域における相談支援従事者の質の向上を図るためにの取組
- 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- 専門部会等の設置、運営 等

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について】（平成25年3月28日 厚発0328-8）



障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
 - 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その働き立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
 - 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】



計画相談支援における連携に関する責務

計画相談支援事業者は、適切な相談支援が提供するため他機関との連携を図るよう努めることや、その上での具体的な業務上の責務が定められている。障害福祉分野では利用者のニーズや心身の状況、ライフステージ等により連携を求められる機関等が多様であることから、保健医療のみならず多様な分野との連携について責務が課されている。

計画相談支援事業を実施するに当たっての基本方針（第3条上り抜塾）

- 3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、**適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス**（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者（介護保険法（平成九年法律第二百三十九条）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）、指定介護予防支援事業者（介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

指定計画相談支援の具体的取扱方針（第15条第2項より抜粋）

(サービス担当者会議の実施)

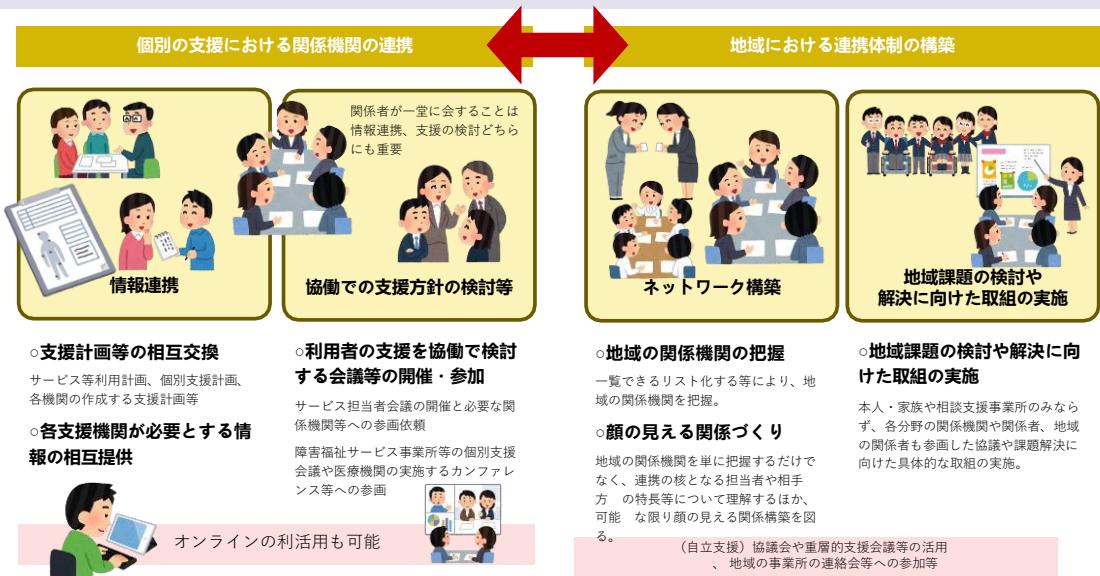
- 十一 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者）
(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるなければならない。

（サービス等利用計画の交付）

- 十三 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければならない。

相談支援専門員に求められる多職種連携

相談支援専門員は保健、医療、福祉、就労支援、教育等の機関や事業者との連携を図る必要がある。そのためには、個別の利用者の支援における連携のほか、その連携を可能とするような地域の基盤構築にも取り組む必要がある。



高齢障害者の介護保険移行に関する支援の課題

○相談支援専門員と介護支援専門員がお互いを知らない

- ・自身に、相手の制度理解。サービス内容に関する知識が不足している
- ・相手に、自身の制度理解。サービス内容に関する知識が不足している

○介護保険移行の業務プロセスが標準化されていない

- ・事業所として情報提供の方法が決まっていない
- ・介護保険移行に関するマニュアルや様式・ツールがない

○介護保険移行に関する教育・人材育成の仕組みが不十分である

○介護保険移行のあり方について協議する場がない

- ・介護保険移行ケールは事業所全体からみればわずかなため、課題解決に向けたアクションを起こしにくい

↓

制度、倫理が違うのでお互いに理解しないといけない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(目的)第一条

この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が**基本的人権**を享有する個人としての尊厳にふさわしい**日常生活**又は**社会生活**を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)第一条の二

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく**基本的人権**を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられること並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

介護保険法

(目的)第一条

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持**し、その有する能力に応じ自立した**日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う**保険給付**等に関する必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)第二条

介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、**要介護状態等の軽減又は悪化の防止**に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ**効率的に**提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。

ケアマネジメントの特徴 主な用語と出現頻度

	尊厳	人権	自立	権利	立場	課題	分析	総合的	効果的	効率的	リハ
障害者総合支援法	1										
介護保険法	1										

ケアマネジメントの特徴 主な用語と出現頻度

	尊厳	人権	自立	権利	立場	課題	分析	総合的	効果的	効率的	リハ
障害者総合支援法	1	2	276	5	2	1	2	28	3	0	6
介護保険法	1	0	26	12	10	0	14	16	35	9	2

医療的ケア児について

令和3年度医療的ケア児の地域支援
体制構築に係る担当者合同会議
令和3年9月28日 資料1(一部改)

- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、N I C U等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
- 全国の医療的ケア児（在宅）は約2万人（推計）



- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要な例）気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養等

※1：重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人（者も含まれている）【岡田.2012推計値】



（出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村明）」及び当該研究事業の協力のもと社会医療診療行為別統計（各年6月審査分）により障害児・発達障害者支援室で作成）

児童福祉法の改正

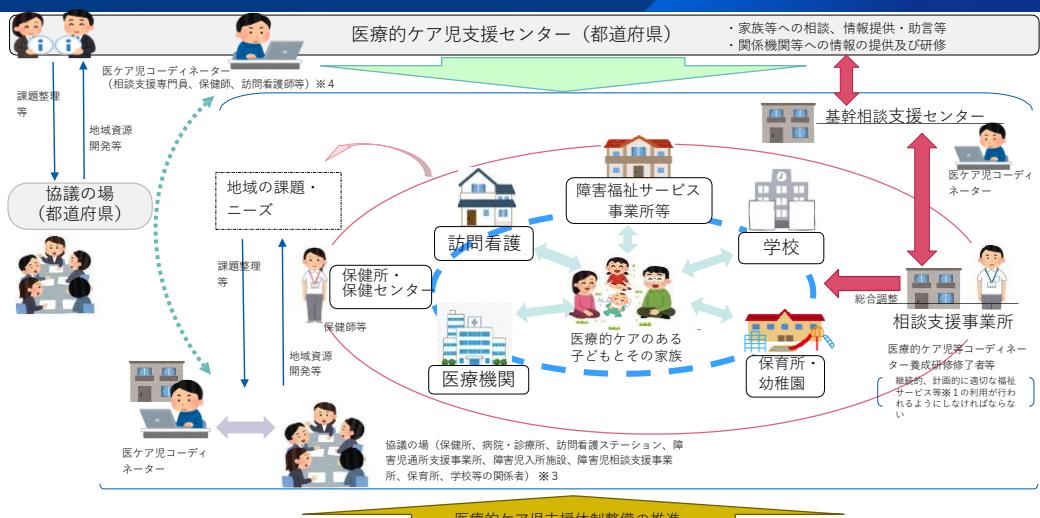
（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、**人工呼吸器を装着している障害児**その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある**障害児**が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」

※ 児童福祉法上の児童の定義は満18歳に満たない者であるが、社会医療診療行為別統計は5歳ごとの年齢階級別の統計となっていることから、医療的ケア児数（推計値）は20歳未満の者を含む。

市町村における医療的ケア児支援の仕組み（第2期障害児福祉計画との関係）イメージ



目標1【医療的ケア児支援の協議の場の設置※2,3】保健、医療、福祉、教育等の関係機関による連携

目標2【医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置※2,4】

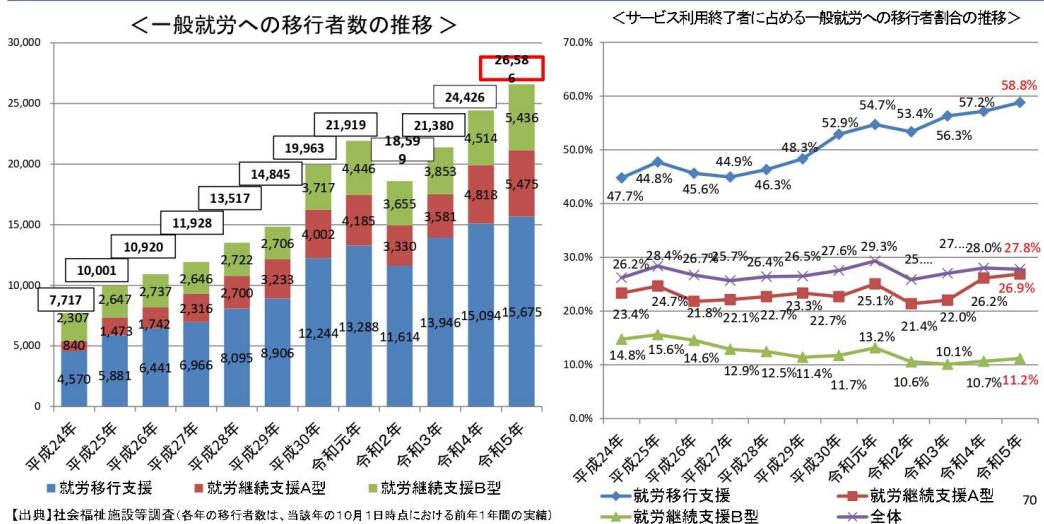
※1 保健、医療、福祉、教育等のサービス

※2 第2期障害児福祉計画の成果目標（各都道府県、各団体、各市町村）

※3 支援の利用調整や協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行なうながら、医療的ケア児支援のための地域作りの推進を担う。

一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、令和5年においては前年比約9%増となり、約2.7万人であった。
- 令和5年におけるサービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型において前年より増加している。



【出典】社会福祉施設等調査(各年の移行者数は、当該年の10月1日時点における前年1年間の実績)

就労選択支援の創設

概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス(就労選択支援)※を創設する。

法の条文

第五条 (略)

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するため必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できおらず、適切なサービス等に繋げられていない。
- 一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

就労選択支援の目的

目的

働く力と希望のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方について考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

【具体的な内容】

- 作業場面等を活用し、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理し、利用者本人の自己理解を促すことを支援する。
 - 自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて本人と協同して考える。
 - ※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではない。
 - 本人の選択肢を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う。
 - アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。
 - 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効率的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市町村・ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行つ。

【期待される効果】

- アセスメントに関する専門的な研修を修了した人材を配置することにより、質の高いアセスメントに基づいた就労支援を受けることが可能となる。
 - 本人の就労能力や適性、ニーズ、強み、職業上の課題、本人が力を発揮しやすい環境要因、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
 - 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援A型・B型を利用中、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。



新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

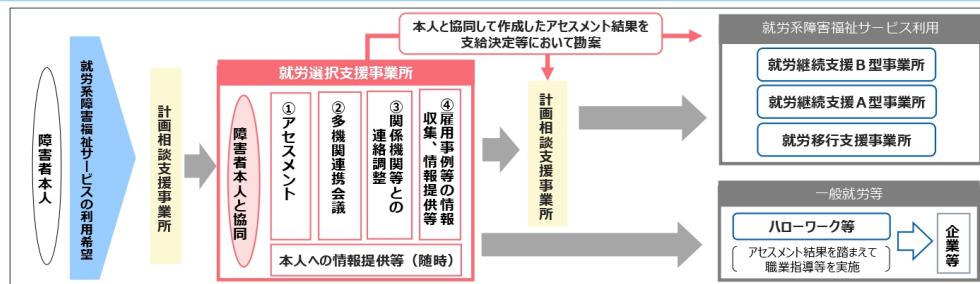
基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位／日
 - 特定事業所集中清算 200単位／日

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの中の上位割合が100分の90を超える場合について、減算する

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
 - アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
 - アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
 - 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



新たに創設される就労選択支援の円滑な実施②

实施主体

- 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。
就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行なう機関等
 - 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

従事者の人員配置・要件

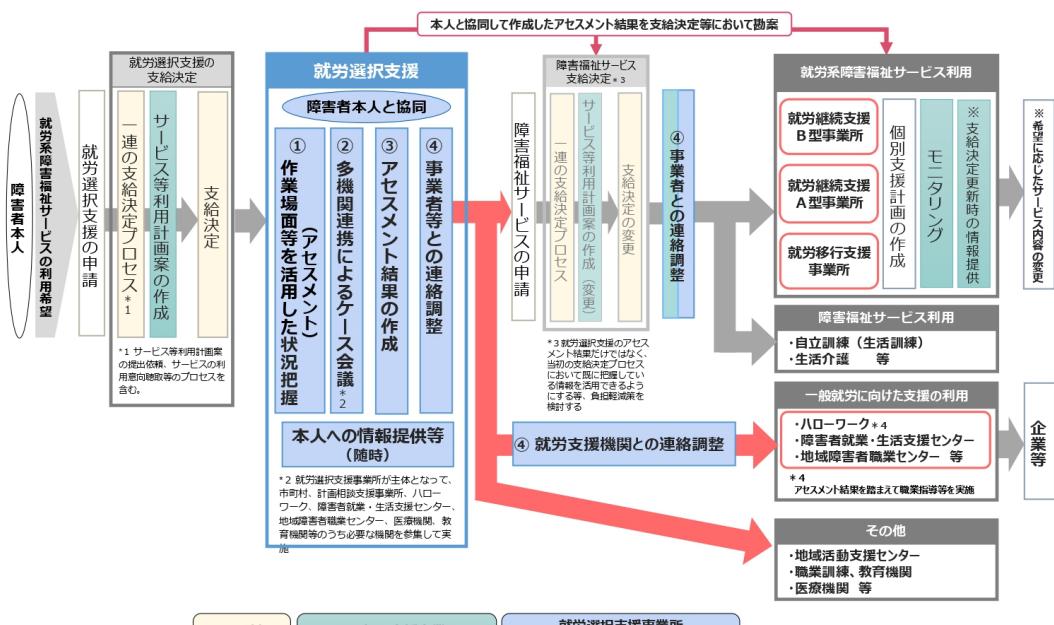
- **就労選択支援員 15:1以上**
 - ・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員みなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
 - ・ 就労選択支援は短時間のサービスであることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



特別支援学校における取扱い

- より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

就労選択支援の基本プロセスについて



就労選択支援の対象者について

○ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援B型は、令和7年10月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用すること。（なお、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援B型の利用が可能。）

ただし、

- ・最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
- ・利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを行なうことなく、就労継続支援B型の利用を認める。

※以下に記載する対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用できることができる。

- ・新たに就労継続支援A型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
- ・就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。）、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者のいすれかであって、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある障害者
- ・既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者

77

6. 指定特定相談支援事業者との連携について

概要

- 指定基準において、就労選択支援に関する計画相談支援事業者の役割及び連携について、以下のとおり定めている。
 - ・就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求める（指定基準第173条の7）
 - ・就労系サービス事業者は、利用者に対し、計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う（指定基準第183条の2等）
 - ・相談支援専門員は、利用者が現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援の事業を行う者又は就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行う（計画相談指定基準第15条3項6号）
 - ・相談支援専門員は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、就労選択支援における評価及び整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならない（計画相談指定基準第15条3項7号）

方向性

- 就労選択支援の実施にあたっては、特にアセスメント結果の中立性の確保や、就労選択支援の利用に関する必要な情報提供等の観点から、計画相談支援事業者との連携は非常に重要であり、指定特定相談支援事業者が、就労選択支援事業者がアセスメントの結果の作成に当たって開催する会議に参加することに加えてサービス提供場面を訪問するなどの算定要件を満たす場合は、「サービス提供時モニタリング加算」（100単位/月）の算定を可能とする。

本講義の構成

1 相談支援従事者現任研修について

2 障害福祉施策の経緯と動向

3 障害福祉サービス等報酬改定について

これまでの障害福祉サービス等報酬改定

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成21年度改定	○良質な人材の確保 ○地域生活基盤の充実 ○事業者の経営基盤の安定 ○中山間地域等への配慮 ○サービスの質の向上 ○新体系への移行促進	+ 5.1%
平成24年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善の確保 ○物価の動向等の反映 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○経営実態等を踏まえた効率化・重点化	+ 2.0%
平成26年度改定	○消費税率の引上げ(8%)への対応	+ 0.69%
平成27年度改定	○福祉・介護職員の処遇改善 ○障害児・者の地域移行・地域生活の支援 ○サービスの適正な実施等	± 0%
平成29年度改定	○障害福祉人材の処遇改善	+ 1.09%
平成30年度改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援 ○医療的ケア児への対応等 ○精神障害者の地域移行の推進 ○就労系サービスにおける工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進 ○障害福祉サービスの持続可能性の確保	+ 0.47%
令和元年10月改定	○消費税率の引上げ(10%)への対応 ○障害福祉人材の処遇改善	+ 2.00% 〔 処遇改善: 1.56% 消費税 : 0.44% 〕
令和3年度改定	○障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援 ○効果的な就労支援 ○医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進 ○感染症等への対応力の強化 ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進 ○持続可能性の確保	+ 0.56% 〔 ※うち、ココナ対応に係る 特例的な評価 + 0.55% (令和3年9月末までの間) 〕
令和4年10月改定	○障害福祉人材の処遇改善	+ 1.72%
令和6年度改定	○福祉・介護職員等の処遇改善 ○障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり ○医療と福祉の連携の推進 ○社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細やかな対応 ○持続可能性の確保	+ 1.12%

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：**+1.12%**（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）
- 今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、**障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへ**と確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。
- 原則として令和6年4月1日に施行（2月6日に報酬改定案をとりまとめ、パブコメを実施した上で、3月15日に報酬告示の改定、同29日に関係通知の発出）
- 障害福祉分野の人材確保のため、**介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現**に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、**新規参入が増加する中のサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定**を行う。
- 障害者が希望する地域生活の実現
 - ・地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
 - ・障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合に、入所定員を減らした場合を評価するための加算を創設
 - ・支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実 等
- 多様なニーズに応える専門性・体制の評価
 - ・重度行動障害を有する児童を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
 - ・医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケア体制の充実（生活介護・施設・短期入所等）
 - ・児童発達支援センターの機能強化、児童発達支援・放課後等デイサービスの総合的な支援の推進。支援ニーズの高い児童や家族への支援の評価充実、インクルージョンの推進 等
- 支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価
 - ・生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間に応じた評価の導入。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間での算定を基本とするなど一定の配慮を設ける
 - ・グループホーム、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいても、サービス提供時間に応じた評価を導入
 - ・就労継続支援A型における生産活動収支や、就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた評価
 - ・通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長
 - ・障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通） 等
- その他
 - ・重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
 - ・物価高騰を踏まえた施設における補足給付の基準費用額（食費・光熱水費）を見直し 等

21

地域生活支援拠点等の機能の充実

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 一部改定

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位／月 * 拠点コーディネーター1名につき100回／月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。
【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 100単位／日
- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。
【現行】短期入所(加算)100単位／日 * 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所(加算)200単位／日 * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

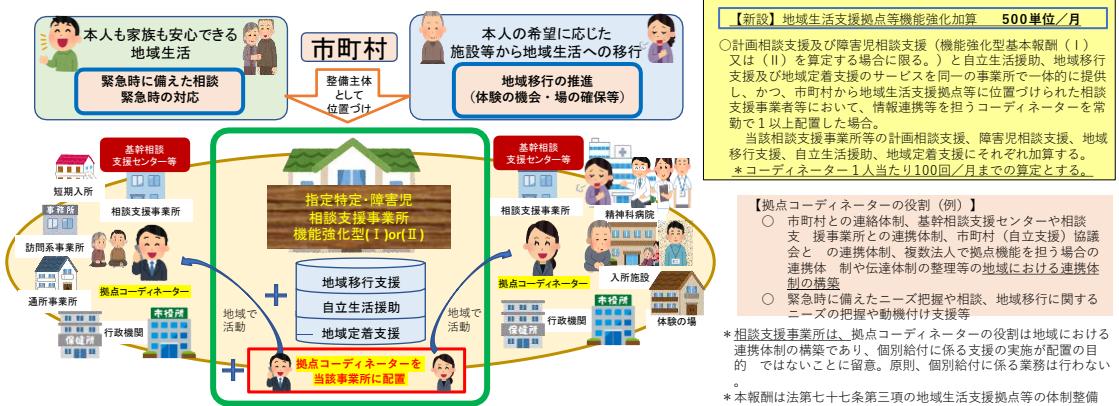
③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。（1月に3回を限度）
【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(II) 60単位／日

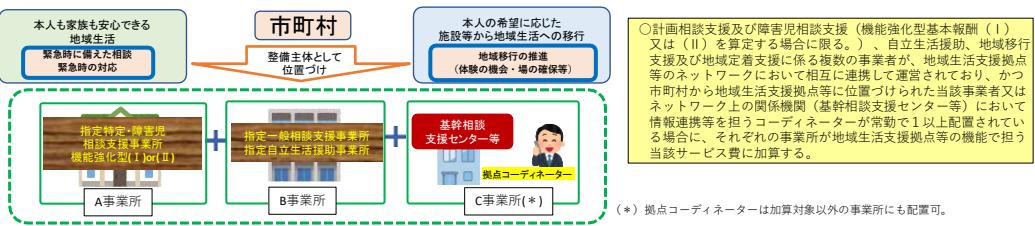


拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合



8

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
改定検討チーム 一部改変

① 基本報酬等の充実（算定期件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定期件を追加（※）した上で、基本報酬を引き上げ

※1 協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援報酬	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（I）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（II）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（III）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（IV）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1 繼続サービス利用支援費、（継続）障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

② 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場合や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所、算定期回数などの評価の見直しを行う）

面談・会議

加算名	算定期場面	現行	改正後
			改正後
医療・保育・教育機関等連携算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
（新）通院同行		—	300単位
（新）情報提供		—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催・参加	各300単位	同上
（新）通院同行		—	300単位
（新）情報提供		—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定期

- 要医療児等支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児等を支援する事業所を更に評価。

算定期名	現行	改正後
要医療児等支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算	—	
精神障害者支援体制加算	—	
（新）高次脳機能障害者支援体制加算	—	

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

③ 相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の算定期について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において（継続）サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする算定期を上乗せ等を認める。35

○ 相談支援に従事する人材を確保し、段階的に育成してゆくため、一定の要件の下、相談支援専門員になる前の段階から障害分野における相談支援に従事できるよう、相談支援員が配置できる仕組みを創設する。

新 相談支援員の要件等

【事業所の要件】

**(研修ではなく)
OJTで育成・質の担保**

- ① 機能強化型基本報酬を算定
- ② 主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制を確保
- (事業所に主任相談支援専門員が配置されていることが原則)

【相談支援員の要件】

**ソーシャルワーカー専門職である国家資格により
基盤となる知識・技術等を担保**

- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士である者
- ② 常勤専従^(※)で配置
- (※) 業務及び育成に支障がないと市町村が認める範囲で兼務可

【相談支援員が可能な業務の範囲】

- ① サービス等利用計画の原案の作成
 - ・サービス担当者会議、サービス等利用計画の作成は相談支援専門員でなければできない。
- ★ただし、相談支援専門員の指導の下、同席することを推奨（トレーニングすることは可能）
- ② モニタリング

※加算の算定も可
(体制加算を除く)



**【機能強化型報酬算定の際の
件数の取扱い方法】**

- 0.5人として員数に繰り入れ可能。

【その他】

- 相談支援従事者養成研修（初任者研修）は実務経験要件を満たしてから受講すること。

【相談支援専門員の実務経験要件等の改正】

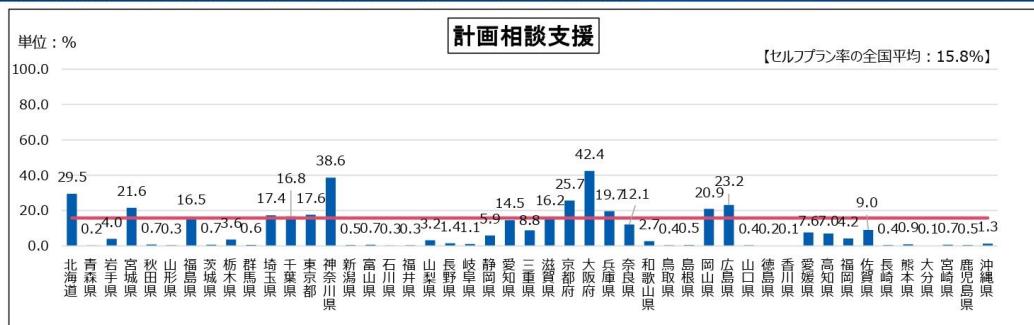
「指定計画相談支援の提供に当たる者としてごども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚労告第227号）」を改正^(※)

- 一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、介護保険法の居宅介護支援事業・介護予防支援事業を明示的に規定（告示に追加）。
- 基幹相談支援センター、障害者相談支援事業を明示的に示す（留意事項通知に記載）。
- 国家資格者に公認心理師を規定（告示に追加）。

^(※) 指定障害児相談支援、指定一般相談支援も同。

※その他、相談支援専門員・相談支援員が兼務できる範囲を解説通知に明示。

セルフプラン率について（令和6年3月末時点）出典：令和6年度障害者相談支援事業の実施状況等について



(参考) 千葉県の市町村ごとのセルフプラン率 ※令和6年3月末時点

No.	市区町村名	障害者総合支援法分		児童福祉法分		24	富津市	446	51	11.4%	127	47	37.0%		
		障害福祉サービス等受給者数a(※1)	セルフプラン率b/a(%)	障害児通所支援受給者数c(※2)	セルフプラン率d/c(%)										
	(合計)	47,613	7,976	16.8%	28,318	10,735	37.9%								
1	千葉市	8,412	1,218	14.5%	5,196	1,260	24.2%	25	浦安市	984	206	20.9%	814	216	26.8%
2	鎌子市	458	0	0.0%	90	1	1.1%	26	四街道市	694	0	0.0%	575	0	0.0%
3	市川市	3,227	1,311	40.6%	2,321	1,956	84.3%	27	袖ヶ浦市	512	21	4.1%	288	30	10.4%
4	船橋市	4,553	1,322	29.0%	2,631	1,060	40.3%	28	八街市	651	97	14.9%	318	180	56.6%
5	館山市	516	13	2.5%	191	1	0.5%	29	印西市	649	46	7.1%	588	278	47.3%
6	木更津市	984	243	24.7%	668	366	54.8%	30	白井市	369	33	8.9%	368	25	6.8%
7	松戸市	3,930	1,316	33.5%	2,158	1,503	69.6%	31	富里市	385	34	8.8%	216	2	0.9%
8	野田市	1,163	38	3.3%	770	11	1.4%	32	南房総市	433	7	1.6%	38	0	0.0%
9	茂原市	853	15	1.8%	333	5	1.5%	33	匝瑳市	292	0	0.0%	147	0	0.0%
10	成田市	573	0	0.0%	541	0	0.0%	34	香取市	536	15	2.8%	156	47	30.1%
11	佐倉市	1,351	2	0.1%	635	0	0.0%	35	山武市	491	13	2.6%	208	45	21.5%
12	東金市	540	8	1.5%	276	56	20.3%	36	いすみ市	311	0	0.0%	159	0	0.0%
13	旭市	518	0	0.0%	216	0	0.0%	37	大網白里市	427	34	8.0%	202	26	12.9%
14	習志野市	1,292	432	33.4%	852	426	50.0%	38	酒々井町	129	1	0.8%	84	31	36.9%
15	柏市	2,834	530	18.7%	2,037	1,221	59.9%	39	柴町	173	0	0.0%	129	89	69.0%
16	勝浦市	121	2	1.7%	18	1	5.6%	40	神崎町	50	1	2.0%	7	0	0.0%
17	市原市	2,082	42	2.0%	870	56	6.4%	41	多古町	109	0	0.0%	18	0	0.0%
18	流山市	1,220	151	12.4%	1,429	672	47.0%	42	東庄町	93	6	6.5%	29	0	0.0%
19	八千代市	1,135	279	24.6%	986	827	83.9%	43	九十九里町	166	0	0.0%	36	0	0.0%
20	我孫子市	1,113	109	9.8%	543	0	0.0%	44	芝山町	50	0	0.0%	14	1	7.1%
21	鴨川市	258	1	0.4%	48	0	0.0%	45	横芝光町	181	5	2.8%	58	0	0.0%
22	鎌ヶ谷市	826	113	13.7%	411	95	23.1%	46	一宮町	88	17	19.3%	28	0	0.0%
23	君津市	739	229	31.0%	316	197	62.3%	47	睦沢町	72	0	0.0%	19	0	0.0%
							48	長生村	132	1	0.8%	34	0	0.0%	
							49	白子町	92	0	0.0%	23	0	0.0%	
							50	長柄町	65	0	0.0%	17	0	0.0%	
							51	長南町	69	3	4.3%	33	2	6.1%	
							52	大多喜町	92	0	0.0%	19	0	0.0%	
							53	御宿町	69	0	0.0%	14	0	0.0%	
							54	鎌南町	109	13	11.9%	14	0	0.0%	

適切なモニタリング実施期間の設定

計画相談支援
障害児相談支援

- 施行規則で示すモニタリング実施標準期間は、市町村が決定する際の勘案事項のひとつであり、**モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）の実施期間は利用者の状況等に応じ、個別に適切に設定する必要がある。**
- しかし、モニタリング実施標準期間により一律にモニタリング頻度を決定している例がある等の指摘があることから、標準よりも短い期間で設定することが望ましい例を明示。

→ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2（令和3年4月8日）問38

に記載

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）

- ・心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用するに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児
- ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な問合わせが必要となる者
- ・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

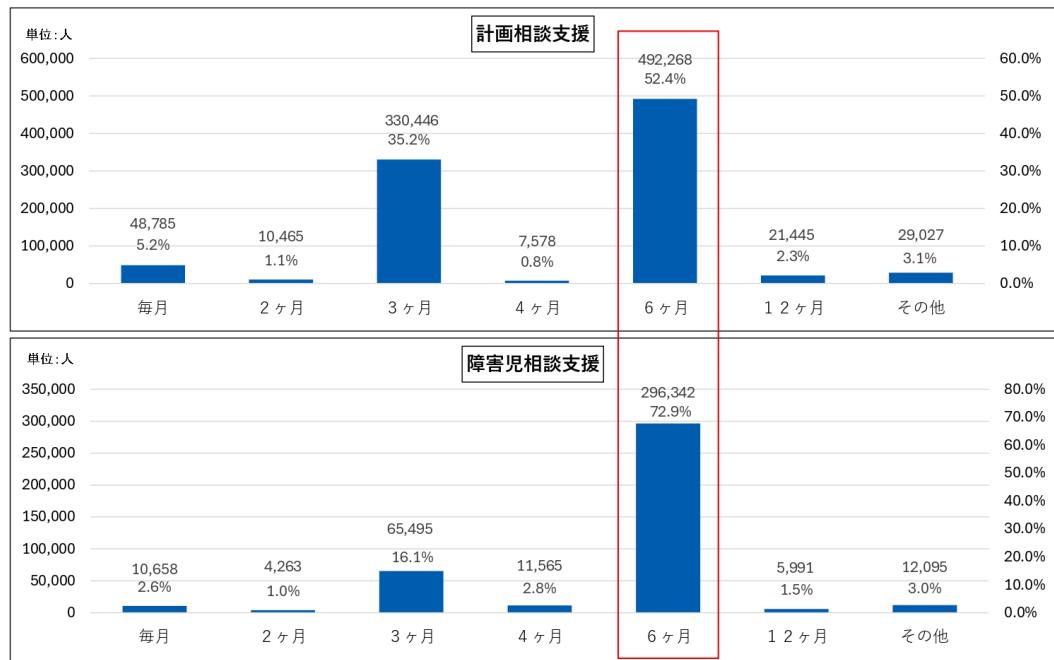
この内容に更に追記

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的公課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケガ兒
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

モニタリングについて（令和6年3月末時点）

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果（障害福祉課調べ）



31

相談支援に関する情報について（厚生労働省HP）

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉サービス等 > 障害福祉サービス等 > 6 相談支援

- (1) 相談支援 (2) 基幹相談支援センター (3) (自立支援) 協議会
(4) 障害者相談支援事業の社会福祉法上の取扱い等について

- ・相談支援業務に関する手引き（令和6年3月）
・相談支援のQ&A ・自立支援協議会の設置・運営ガイドライン（令和6年3月）等掲載

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 統計情報 > 8 障害者相談支援事業の実施状況等について > 市町村別データ（令和6年3月末時点）

各自治体の支給決定者（児）数とセルフプラン率（令和6年3月末時点）

都道府県	市区町村名	人口	障害者相談支援事業法分（令和6年3月末時点）			児童福祉法分（令和6年3月末時点）			障害児相談支援利用計画におけるモニタリング設定期間について														
			障害福祉サービス事業者数	セルフプラン率	障害児相談支援受給者数	セルフプラン率	人口	モニタリング期間	月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	その他	(A)							
政令指定都市	北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																	
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		
北海道 札幌市	1,956,928	27,578	55.7%	18,484	84.7%																		

5. 計画相談支援及び障害児相談支援の業務及び報酬算定に係る実態調査（結果概要）

1. 調査目的

○令和6年度報酬改定における、質の高い相談支援事業所の整備等を推進するための機能強化型の基本報酬の引き上げ、加算の創設や拡充等の影響や事業所の運営実態を調査するとともに、今後の報酬改定、相談支援のさらなる質の向上や中立の担保等の観点から検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象等

○全国の計画相談支援、障害児相談支援事業所（19,321事業所）から、1,000事業所を無作為抽出

送付数	休廻止等	寄せ数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
1,000	16	984	538	54.7%	529	53.8%

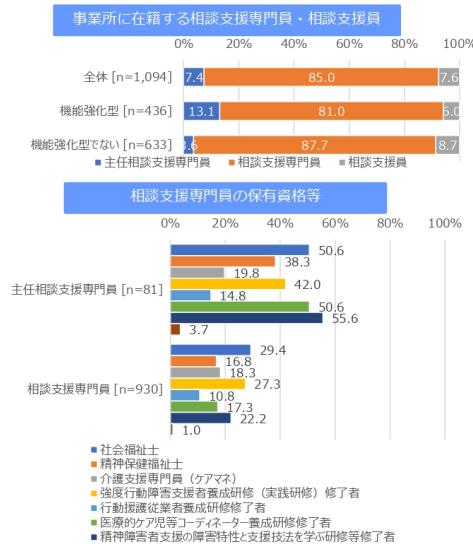
3. 調査結果のポイント

- 事業所に在籍する相談支援専門員・相談支援員について、人数構成は「相談支援専門員」が85.0%、「主任相談支援専門員」が7.4%となっており、「相談支援員」が7.6%であった。保有資格等は相談支援専門員の3割程度が「社会福祉士」「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者」等であり、担当ケース数は相談支援専門員の平均で障害児21.0人、障害者31.3人等となっている。事業所におけるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の契約件数は、令和6年9月の1事業所あたりの平均でサービス等利用計画62.2件、障害児支援利用計画35.8件となっている。機能強化型の事業所で契約件数の多い傾向が見られる。
- 基本報酬の届出状況は、令和6年9月では、「機能強化型（Ⅰ）」が8.3%、「機能強化型（Ⅱ）」が4.3%、「機能強化型（Ⅲ）」が11.2%、「機能強化型ではない」が69.0%となっている。令和5年9月の状況と比較すると、機能強化型の割合が上昇している。機能強化型の届出をしていない事業所にその理由を聞くと、「機能強化型の要件を満たすことが難しいから」という事業所が多くなっている。
- 機能強化型サービス利用費の算定に関し、複数事業所の協働による体制の確保については、「行っている」が24.5%となっている。協働運営を行っている事業所で効果のあったこととしては、「困ったケースについての相談や支援方針の検討等がしやすくなった」「基本報酬のアップ等により収入が増加した」「計画作成に関する職員の技術、ノウハウ等が向上した」等をあげる事業所が多くなっている。
- 計画相談支援・障害児相談支援の利用者が、調査対象事業所と同一法人のサービスを利用しているかどうかを聞いたところ、「計画相談支援利用者に、同一法人サービスの利用者はいない」が5.5%「同一法人サービスがない」が14.7%であったが、多くの事業所で同一法人の就労系サービスや生活介護等が利用されている。同一法人のサービス利用のある事業所に、同一法人サービスを利用するプランとなった理由を聞いたところ、「身近な地域に他に計画相談支援を提供する事業者がいないため」という回答が28.8%あった。
- 主任相談支援専門員配置加算の算定状況は、令和6年9月で、加算（Ⅰ）が5.3%、加算（Ⅱ）が6.6%となっている。過去調査（令和4年4月時点）と比較すると、算定割合は上昇傾向が見られる。各種支援体制に関する加算の算定状況は、令和6年9月で、行動障害支援体制加算（Ⅰ）が23.3%、加算（Ⅱ）が11.9%等となっている。過去調査（令和4年4月時点）と比較すると、各加算とも算定割合の上昇傾向が見られる。
- 事業所の運営状況に問し、令和5～6年度の変化（令和6年度報酬改定の影響等）について聞いたところ、「令和6年度報酬改定により、経営状況が改善した」事業所が19.8%、そのうち機能強化型の事業所では44.8%となっている。地域の障害児・者の支援機関等との連携状況については、「基幹相談支援センター（自事業所が運営しているセンター除く）」「地域包括支援センター」「障害者就業・生活支援センター」等をあげる事業所が多く、機能強化型の事業所で全般に連携の割合が高くなっている。

34

（1）相談支援の状況

- 事業所に在籍する相談支援専門員・相談支援員について、人数構成は「相談支援専門員」が85.0%、「主任相談支援専門員」が7.4%となっており、「相談支援員」が7.6%であった。保有資格等は相談支援専門員の3割程度が「社会福祉士」「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者」等であり、担当ケース数は相談支援専門員の平均で障害児21.0人、障害者31.3人等となっている。
- 事業所におけるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の契約件数は、令和6年9月の1事業所あたりの平均で、サービス等利用計画62.2件、障害児支援利用計画35.8件となっている。機能強化型の事業所で契約件数の多い傾向が見られる。



相談支援専門員・相談支援員の利用者担当数

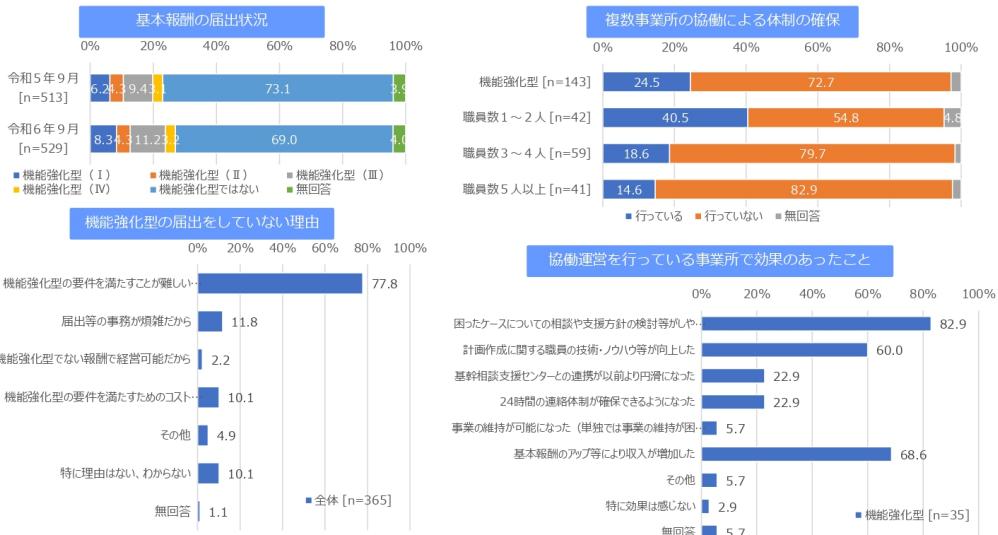
(単位：人)	利用者担当数	
	障害児	障害者
全体	918人	20.6 32.4
	主任相談支援専門員 [n=70]	23.2 48.7
	相談支援専門員 [n=809]	23.0 31.3
機能強化型	379人	10.8 25.1
	主任相談支援専門員 [n=52]	21.6 40.2
	相談支援専門員 [n=314]	21.4 40.4
機能強化型でない	13人	9.3 24.3
	主任相談支援専門員 [n=17]	20.0 26.8
	相談支援専門員 [n=478]	20.9 25.6

事業所におけるサービス等利用計画・障害児支援利用計画の契約件数

(単位：件)	障害児支援利用計画	サービス等利用計画
全体	502件	35.8 62.2
	計画相談支援・障害児相談支援 [n=392]	40.3 68.5
	計画相談支援のみ [n=81]	54.2
機能強化型	障害児相談支援のみ [n=29]	74.4
	主任相談支援専門員 [n=141]	49.6 103.7
	計画相談支援・障害児相談支援 [n=125]	55.6 105.0
機能強化型でない	障害児相談支援のみ [n=1]	38.0 99.7
	主任相談支援専門員 [n=354]	30.5 46.1
	計画相談支援のみ [n=15]	33.4 51.3
	計画相談支援のみ [n=65]	44.3
	障害児相談支援のみ [n=27]	76.2

(2) 基本報酬、協働体制の状況

- 基本報酬の届出状況は、令和6年9月では、「機能強化型（I）」が8.3%、「機能強化型（II）」が4.3%、「機能強化型（III）」が11.2%、「機能強化型ではない」が69.0%となっている。令和5年9月の状況と比較すると、機能強化型の割合が上昇している。機能強化型の届出をしていない事業所にその理由を聞くと、「機能強化型の要件を満たすことが難しいから」という事業所が多くなっている。
- 機能強化型サービス利用支援費の算定に際し、複数事業所の協働による体制の確保については、「行っている」が24.5%となっている。協働運営を行っている事業所で効果のあったこととしては、「困ったケースについての相談や支援方針の検討等がしやすくなった」「基本報酬のアップ等により収入が増加した」「計画作成に関する職員の技術・ノウハウ等が向上した」等をあげる事業所が多くなっている。

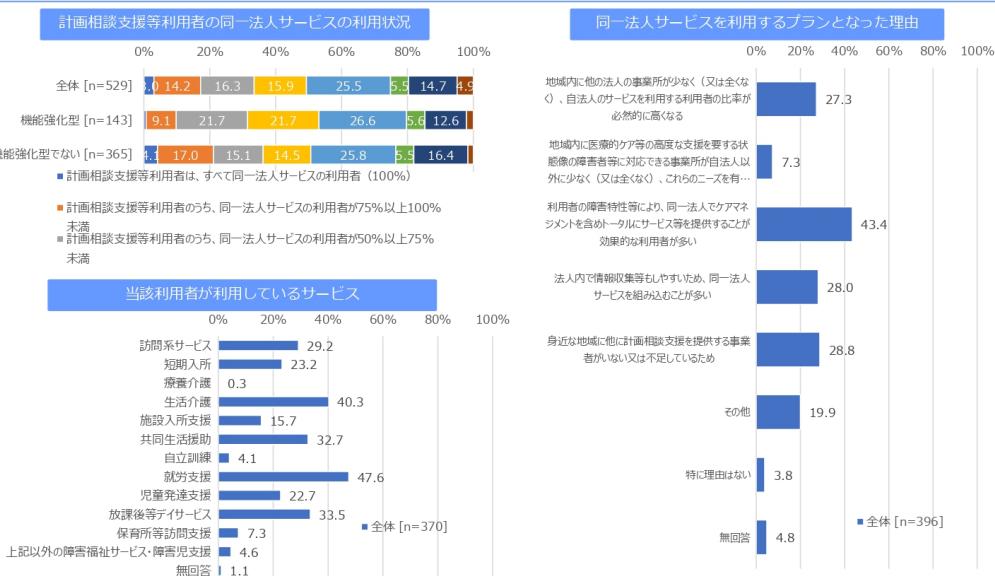


計画相談支援及び障害児相談支援の業務及び報酬算定に係る実態調査（結果概要）

36

(3) 計画相談支援等利用者の同一法人利用の状況

- 計画相談支援・障害児相談支援の利用者が、調査対象事業所と同一法人のサービスを利用しているかどうかを聞いたところ、「計画相談支援利用者に、同一法人サービスの利用者はいない」が5.5%、「同一法人サービスがない」が14.7%であったが、多くの事業所で同一法人の就労系サービスの生活介護等が利用されている。同一法人のサービス利用のある事業所に、同一法人サービスを利用するプランとなった理由を聞いたところ、「利用者の障害特性等により、同一法人でケアマネジメントを含めトータルにサービス等を提供することが効果的な利用者が多い」が43.4%となっている。

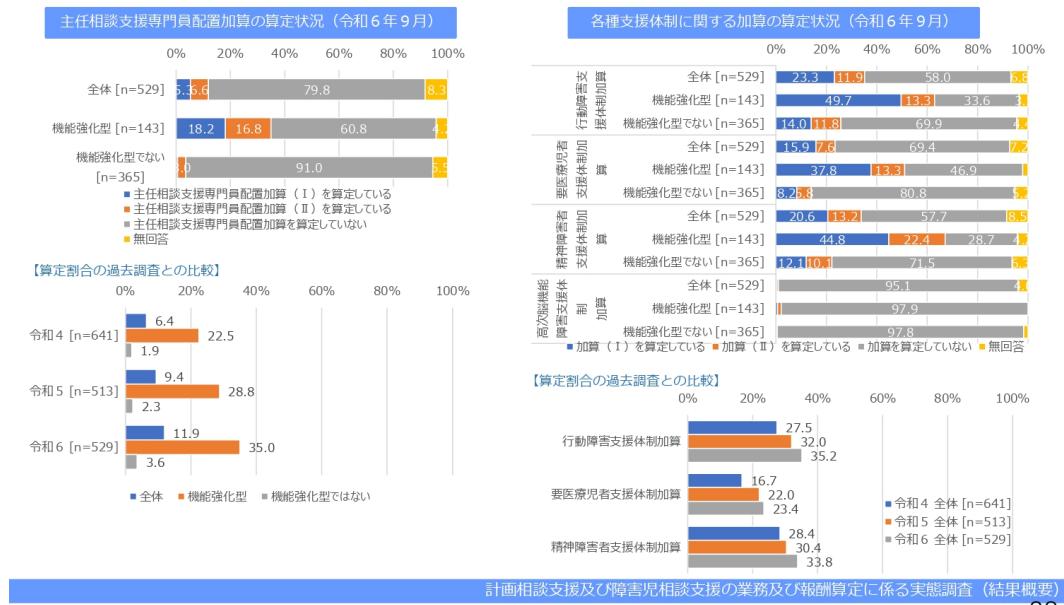


計画相談支援及び障害児相談支援の業務及び報酬算定に係る実態調査（結果概要）

37

(4) 加算の算定状況

○主任相談支援専門員配置加算の算定状況は、令和6年9月で、加算（I）が5.3%、加算（II）が6.6%となっている。過去調査（令和4年4月時点）と比較すると、算定割合は上昇傾向が見られる。
 ○各種支援体制に関する加算の算定状況は、令和6年9月で、行動障害支援体制加算の加算（I）が23.3%、加算（II）が11.9%等となっている。過去調査（令和4年4月時点）と比較すると、各加算とも算定割合の上昇傾向が見られる。



計画相談支援及び障害児相談支援の業務及び報酬算定に係る実態調査（結果概要）

【主な出典】

- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
令和7年度相談支援従事者指導者養成研修会 講義資料
「障害福祉施策等の最近の動向」
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
令和7年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会 講義資料
「障害福祉施策等の最近の動向」
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課
こども家庭庁支援局 障害児支援課
第145回社会保障審議会障害者部会資料
「障害福祉サービス等の最近の動向について」

